

〔文献紹介〕

レイモン・ド・ルーヴァー『一四世紀か

ら一八世紀に於ける為替手形の発展』

Raymond de Roover, *L'Evolution de la Lettre de Change XIV^e-XVIII^e siècles*, Paris, S. E. V. P. E. N., 1953, 240 pp.

川村 正 幸

一 はじめに

(1) 手形法の研究にとり、その法的対象物である「手形」を歴史的存在として把握することは不可欠であろう。そこで、本書の骨子を私の評価を加えることなしに紹介することとした。⁽¹⁾

著者 Raymond Adrien de Roover (1904-72) は、A. P. Usher 門下のベルギー生まれのアメリカの経済史家であり、「中世の商業・銀行制度史家」である。⁽²⁾

(2) 手形の歴史に関する研究の最も重要な先駆者 Goldschmidt が、原初的手形利用の主体を単純に「商人」とみなして、その理論の出発点としたのに対して、de Roover は、その主体をマーチャント・バンカー (merchant-banquier) とみて、この商

人の銀行業者的活動の中で原初的為替手形が形成されたとする。そして、その近代的手形制度への展開は、銀行体系自体の構造的变化を生み出したとする。

de Roover によれば、このマーチャント・バンカーの経済的活動に制約を加えたのは、中世の教会の利息付き貸付禁止の教義であった。この教義の存在故に、マーチャント・バンカーは為替手形を生み出し、又、手形割引も一八世紀に至るまで成立しなかった。

以下では本書のページは括弧内に示す。前注及び注は私の付したものである。

(1) 本書の書評: Malte von Bargen, *Rabelsz 21* (1956), S. 694 ff.

(2) de Roover の研究に関して知るには、死後編纂された彼の論文集 *Business, Banking, and economic Thought in Late Medieval and Early Modern Europe* (Ed. by Julius Kirshner), 1974, が格好のものである。

二 一四世紀に於ける手形の起源⁽¹⁾

(前注)

中世に於ける手形の起源に関する現在の通説的見解は、Goldschmidt の見解である。⁽²⁾

この見解によれば、中世に於ける原初的手形は、一二世紀中葉以来見出される他地払約束手形 (domizierter Eigenwechsel) であった。それは、当初、外国への送金の目的で商人と銀

行業者の間に締結される契約に關して作成された公正証書に由來した。それは、内容的にも、証券の方式上も、海上貸付 (Seedarlehen) に倣ったものであり、本来、送金される金額をその地の通貨で受領した振出人 (銀行業者) が、外国の地で自らその地の通貨で支払うという約束に關する証券であった。

この約束手形の支払は、しばしば、振出人に指名された外国の地の者によってなされ、この者に対して支払委託書 (Lettera di pagamento) が送付された。この証書が手形約束、対価關係などを再録するに至って、為替手形となった。この原初的為替手形の普及に伴い、約束手形は無用なものとして忘れ去られた。

(1) Goldschmidt が為替手形の源を、為替契約に關する公正証書である *instrumentum ex causa cambii* に見た点は正当であった (一三〇)。しかし、A. Schaub の述べたように、*instrumentum ex causa cambii* は、第一義的に信用供与のためのものであり、附隨的に金銭移転のためのものであった。銀行業者 (マーチャント・バンカー) は手形の買主だったのであり、手形の売主は金銭の移転に対する手数料を全く受け取りはしなかった (三一—三三)。

(2) 一二世紀には、商人達は隊商を組織してシャンパーニュの大市などに商品運び、そこで輸入商品を購入した。したがって、この時代には異地間の為替は生じてこず、その使用は、輸出と輸入とが分離される一三世紀中葉に至って初めて日常化した (二六)。

中世に於て、為替取引に係わったのは、外国の地に代理人、

代理店、支店を有していた為替商 (*cambiste*) 即ち、マーチャント・バンカー (銀行業を営むと共に商品取引をも営んでいた) であつた。両替商及びそれに由來する振替銀行、預金銀行は、國際性をもつこの取引には従事しなかつた (一六一—一七)。

(3) 教会の利息付き貸付を禁止する教義は、異地間の為替取引を禁じてはなかつた。神學者達は為替契約の性質を、貨幣の交換、金銭の交換・売買と見、眞の為替は全く利息付き貸付ではないと看做した。したがつて、この為替契約はマーチャント・バンカー達に、教会の非難を受けることなしに自己の資金の投資により利益をあげる手段を供給したのである (一九—二〇)。一三世紀のこのような銀行家の利益はこの為替取引中に源を有していた。為替の相場中に債權者 (銀行業者) に利益をもたらす形で、利息が間接的に含められていたのである (五〇以下)。この為替契約は貸付ではないことを示すために、*ex causa cambii* 又は *nomine cambii vel venditionis* などと表示された (二八)。

この為替契約にあつては、資金供給者、資金を受取り外国の地での支払を約束する資金受領者、資金供給者に代わつて外国の地での取立てを行なう受取人 (呈示人) 及び、外国の地で支払をなす支払人の四当事者の關係が基本的であつた。資金供給者と受取人との間、資金受領者と支払人との間には、各々一定の關係が存していた。当初、資金供給者自ら又はその共同者が外国の支払地で取立てたが、後にはそれは支店が行つた。又、資金受領者と支払人とは兼併された (四三—四四)。

(125) 文 献 紹 介

神学者達にとつてのこの為替取引の合法性の根拠は、第一に、その資金の供給地と支払地とが国を異にすること（異地性）に（四四―四五）、第二に、為替の投機性に求められた。為替の相場中には、資金の投資（前払い）に対する利息が混入していたが、それは為替相場として現われるものだから、資金供給の時点に於ては不確実なものであり、この点で神学者達は為替を正当なものともなした。しかし、為替商達は、相互的な情報交換により投機的な危険を避けようとした（六八一―七三）。

為替のメカニズムは、一三世紀末のシャンパーニュの大都市の没落後に完全なものとなった。隊商取引から商人の自国に定住したままでの取引への変化に、為替の方式は適合したものであった。資金供給者は外国の地に定住する代理店、支店、取引先を受取人として為替契約を締結した。商人の定住は不可避的に支払の指図を不可欠なものとした（三八―三九）。資金供給者から前払いを受けようとする資金受領者は、外国の地の自己の取引先、代理人に宛てて商品を発送して販売を委託し（代理人等は、その売却により報酬を得た）、その収益を当てこんで、為替契約により前払いを受けた。中世に於ては、このような商品の委託販売が一般的であった（六三）。この為替取引はイタリアのマリーチャント・バンカーが独占し、彼等は一六世紀以後にも有力な地位を占めていた。

(4) 一三世紀末に至って、このような為替契約を証する公正証書は、しだいに商人の私的証書に取って代われ、為替手形が出現した。公正証書に依る支払約束であっても、それは、契約

当事者でない取引先を、その者が代理人、共同者でない限りは拘束しなかった。したがって、公正証書は当時の商人の定住化という新事態には全く無力であった。ここに、又、支払委託証書の利用の余地が存した。これは、一三世紀末迄、フィレンツェ人、シエナ人達によって利用された。これは未だ債権者に交付されず、資金受領者により支払人に宛てて直接的に送付された。それは単なる為替契約の履行についての証券である（三九―四〇）。

この公正証書が商人の私的証書に取って代わられるという現象は、商人層への教育の普及が公証人なしで済ませることを可能にしたこと及び、公正証書作成のわずらわしさ（その作成、朗読のために契約当事者は公証人の元に出頭せねばならなかった）を避けようとしたこと、更には、各地で信用力を得ていた銀行家の代理人の署名は公証人の署名と同価値を有していたことに基づく。この動向は自由主義的なトスカナの諸都市（フィレンツェ、ピサ、シエナ）で逸早く導入された（四一）。しかし、為替契約の方式は一義的に定まっていたわけではなく、それは、公正証書によっても、私署証書によっても、単なる私的証書によっても締結され、この後にも、*instrumentum ex causa cauboi* は残存し続けた（四二）。

この為替手形は、為替契約を証明する、その履行のための証券であった。この中世の為替手形にあつては、資金の受領の記載が要求された。支払なき場合には、これに基づき、資金供給者は資金受領者である振出人に対して支払を請求できた。受取

人は資金供給者のために戻手形を振出人宛てに振出せるだけであった(四九)。又、為替の相場が為替手形中に記載されたが、その欠落は必ずしも為替契約を無効にはしなかった。この為替相場は当事者の意思によって決まるのではなく、需要と供給の法則に基づき、自由な経済活動に基づいて決定されたのであり、為替手形の支払の地であった大市は金融市場となった(五〇)。神学者達は自由競争によって確定される為替相場だけを正当なものとし、市場の相場と異なる相場での手形の購入、売却を不当なものとし(五一)。

(5) マーチャント・バンカーの為替による資金の投資は、二つの地(振出地と支払地)の間の為替相場の格差に基づいてマーチャント・バンカーに利息をもたらすものであったが、拘束された資金がその出発点(資金供給地)に戻った時点でのみ完結した。この資金を戻す方法としては、第一に現金の送金、第二に商品の送付、第三に、振出地に於て資金受領者(振出人)として手形を振出し、資金の供給を受ける(第一の手形の支払人を再び支払人とする)という方法、第四に、支払地に於て、振出地宛ての手形を購入する返送(remise)といった方法が存した。第四の方法が最も利益が大きく危険が小さかった。マーチャント・バンカー達は、このような資金の往復によって利益をあげた(五四)。

(1) 本書の序論、第一章第三章(一一—八二頁)に当る。
 (2) 今日、大筋に於て Goldschmidt の見解に従う者は多い。例えば、田中誠二『手形・小切手法詳論上巻』、昭四

三年、七頁以下。大隅健一郎『手形裏書の史的概観(1)』『法学論叢』第二四卷第三号、三八八頁以下。クリッシュェル・増田四郎監修・伊藤栄・諸田實訳『ヨーロッパ中世経済史』、昭四九年、五二七頁以下。

① Goldschmidt の見解を紹介するものとして、G. Schaps, *Zur Geschichte des Wechselindossaments*, 1892, Neudruck 1975, S. 9 ff.; 納富義光『手形法に於ける基本原理論』、昭一五年、一八頁以下。

(3) L. Goldschmidt, *Universalgeschichte des Handelsrechts*, 1891, S. 403-448.

(4) de Roover は、シノバの公証人 Giovanni Scriba の記録中の一一五六年六月八日付けのもの(Goldschmidt, a. a. O. S. 420)が、約束手形の第一番目の例として示すもの(2)を、後代に於ては多く認められるが、一二世紀に於てはまれであった為替契約の一例として示す(二七)。

三 裏書の発生⁽¹⁾

(前注)

裏書の出現と発展により、同一の手形証券で複数の債務を決済することが可能となり、手形の支払手段的機能が発展した。裏書は一六世紀末から一七世紀初頭にかけてイタリアに於て発生したとされている。それは、商取引界の需要に基づき、商慣習上除々に形成されたとされ、この制度の直接的前身の制度は明確に確定されてはいない。

(1) 起源を探求されるべき裏書制度は、第一に、手形上の権利を手形の表面下部又は裏面へ記入された単純な指図によって譲渡し、第二に、手形の譲受人(被裏書人)に譲渡人(裏書人)及びすべての以前の裏書人・振出人に対する償還請求権を与える制度である。

裏書は本来、商人達によって自己の手形債権を現金化する目的で発明された新手段であり、その起源は債務の支払の方法中に求められるべきである(八四)。裏書の起源は、第一に、大市に於いて行われた商人間での相殺・振替に、第二に、それにより振出人が為替手形の支払の保証を負担する *aval* に、第三に、銀行業者の帳簿中での商人達の自己の債権債務の振替による支払の慣行に求められたが、いずれも説得力を欠く見解であった(八四—八六)。

しかし、裏書は一種の振替である。中世に於ては、銀行に於ける振替(*titta di banco*)の外に、銀行外の振替(*titta fuori di banco*)が存在した。商人達はしばしば自己の債務を、他の者が自己に対して負担している債務の金額につき支払の指図(*assignment*)を自己の債権者に与えることによって支払った。この慣習は現金の移転を不要にするので普及していた。銀行外の振替は、銀行に於ける振替と異なり(後述注4)、常に債務者を免責せず、第三者の支払を債権者に対して保証し、支払なき場合に債権者に債務者に対する償還請求権を与えた。それは過度に利用され、時折、債権者は、最終的に支払う者を見出す迄尋ね歩かされた。又、債権者は、自己の債務者となった者の

帳簿中で自己の貸方に支払指図された金額が移されているかどうかを自ら確かめることを義務付けられるという不都合があった。そこで、商人達は、債権の証書自体の上に移転を記入することにより済ませるようになった(八六—八七)。

(2) しかし、この革新は中世に於ける債権譲渡及び訴訟上の代理を妨げる制約と衝突した。ローマ法も中世の各国法も、債権の第三者への譲渡を許容していなかった。しかし、中世の債務証書、債務承認書は、「ある者又は所持人に支払う」又は、「この証券の所持人に支払う」という文句を含み、この証券の所持人に対する支払は有効とされた。法律家はその所持人を *procureur solutus* (受領代理人)とみなした。中世末に至る迄に、徐々にこの所持人は、自己の権利に於て訴訟を提起し、訴訟を遂行する能力を持った *procurator in rem suam* と同一視されるに至った。

このような持参人払文句は、しかし、一四、一五世紀の為替手形の例にあっては、見出されない。その大多数は「ある者又はある会社を支払われる」べきものであった(八七—九〇)。ところが、一二、一三世紀の為替契約に関する公正証書は、しばしば、「資金の供給者又はその正当な代理人に支払われる」という文句を含んでいた。この文句が一四、一五世紀の為替手形中で消滅する理由は、第一に、右の方式は隊商取引の時代の需要に適合するものであったから、後の時代の状況ではその存在意義を失ったこと、第二に、このような文句は為替契約の本質に反していたということである(九一—九四)。

(3) 中世の為替手形は為替契約の履行手段にすぎず、それにおいて、資金の供給者と受領者（振出人）が契約当事者であり、受取人と支払人とは履行の代理人にしかすぎなかった。支払なき場合は、受取人は引受人に対しては訴訟を提起できたが、振出人に対しては全く直接的に償還請求することはできなかった。この権利は資金供給者に属した。そして又、為替手形中の支払の指図は（引受後にも）取消された。所持人の前者に対する償還請求権と為替手形中の支払の指図の取消されえないことは、裏書制度にとり不可欠なものであった。中世に於ては為替手形の流通性は発展しえないものであった。更に、支払人と振出人の間、及び、受取人と資金供給者の間には、必然的に一定の取引上の信頼関係が存在していたが、裏書制度の導入による第三者の参入は、この信頼関係を混乱させるものであり、特に、イタリア商人達の反対を生じた（九二—一九四）。

したがって、中世に於ては、為替手形は手形所持人に対して支払われうるものでもなかったし、裏書により譲渡されうるものでもなかった。

(4) 一六世紀の商取引の大中心地であったネーデルランドのブリュージュ、アンベルスの慣習によれば、債務証書の所持人には債権者資格が認められていた（委任状なしに権利行使でき、自己の名に於て訴訟を提起できた）。この慣習を公認する一五三七年三月七日の勅令は、単に債務証書、債務証券にのみ関するものであり、これらの証券は引渡しだけにより流通されえた。外国に支店、代理人を有さないイギリス商人、ハンザ商人達は

この事柄を為替手形にも及ぼそうとしたが（後述注5）、イタリア及び南ドイツのマリーチャント・バンカー達の反対を受けた。ハンザ商人、イギリス商人達は、「ある者又は所持人に支払う」という選択持参人払文付きの為替手形を利用していった。

アンベルスに於ては、持参人払式証券では支払なき場合に前者に対して償還請求しがたいこと、及び、振替銀行、預金銀行の不在のために、債権の支払方法として、支払の指図及び銀行外の振替が普及していた。アンベルスの慣習及び一五四一年一〇月三十一日の勅令は、受取人が承認すれば為替手形の支払は支払の指図によってよいとした。それによれば、債権者が有効に支払われる迄、債務者は債務を負いつづける。この支払指図の効果が裏書という方式に対して認められるに至って、裏書制度が成立した。ネーデルランドに於ては、裏書は一六〇一—一六四〇年の間に一般化した（九四—一〇〇）。

裏書はイタリアに於て生まれたのであろうが、その地ではそれは激しく抵抗され、その普及は遅れた。一八世紀にあつても、フィレンツェ、ナポリ、ベニスでは裏書は禁止されていた（一〇〇—一〇六）。

(5) 為替手形への裏書の導入は、受取人が権利を移転でき、前者に対して償還請求できることの承認を意味するが、それは、所持人のために資金供給者を犠牲にすることになった。一七、一八世紀の法律家達は、裏書と為替契約の性質とを調和させる仕事に取り組んだが、それは、為替手形が為替契約との総ての繋りを失うという形でなされた（一一五—一一六）。

為替手形の「資金の供給者 (Paul) から受領せる対価につき受取人 (Pierre) に支払われる」という方式は、一六世紀には維持されたが、一六五〇年以降に消滅し、ついには全く廃止されるに至り、一八世紀には全く認められない。以後は、為替手形は「Paulに又はその指図にしたがって」又は、「Pierreに又はその指図にしたがって」支払われると宣言した。この後者の方式では資金供給者が全く暗示されなかった。裏書及び指図文句の使用は、結果的に、為替契約の四当事者関係を覆い隠すことになってしまった(一一七)。

商業証券の流通性は、ヨーロッパ大陸の銀行制度に根本的な変化を惹き起こすには至らなかった。裏書の導入は割引の実務への道を切り開いたが、割引は、教会法上の利息付き貸付禁止の教義によって妨げられ、未だ成立を見なかった。

(1) 本書の第四章(八三—一八頁)に当る。

(2) 裏書の歴史に関しては、Schaps, a. a. O. 納富・前掲書五一頁以下、大隅・前掲論文。

(e) Schaps (a. a. O. § 12) は、裏書成立以前には、自ら手形を取立てようとする「受取人」は、自己の受任者を「呈示人」として為替手形中に表示したが、この呈示人を手形振出後にも指名できるように指図文句が案出され、この指図文句にしたがった呈示人の指名が裏書制度となったという、Bocherの見解に基本的に賛成する。そして、証券上への記載による譲渡は、イタリアで銀行取引上用いられていた銀行支払指図書 (Bankausweisung) に関して

認められていた、証券表面下部への記載 (Girata) による譲渡に由来し、又、この譲渡と指図文句との結合は、第一に、この銀行支払指図—Girobank—の前例から、第二に、手形自体に認められていた *adfectio* の方式から、第三に、大抵の手形には指図文句が付せられていたという事実から説明されるとする。

(4) この銀行に於ける振替の方法は、商人間では慣行的に普及していたが、それは終局的な決済を意味し、債権者が支払金入手する以前に債務者は免責され、債権者に債務者(前者)に対する償還請求権を全く付与しなかった。

(5) イタリア商人達が外国の取引先、支店を通して取引を行ったのに対して、イギリス商人達及びハンザ商人達は未発達の状態にあり、アンペルス、ベルヘン・オブ・ゾームの都市に自ら商品を持参して、そこでそれを売却し、商品を購入するという取引を行っていた。そのため、現金を持参する代わりに、自己の債権を持参人払式の証券で流通させるのが有益であった。それ故に、彼等はこの方式を為替手形にまで及ぼそうとしたが、反対を受けた(九七)。彼等は都市での取引後直ちに帰国せねばならなかったが、「ある者又は所持人に支払われる」という文句を含む為替手形の利用は、その地の同業者又は宿屋の主人に取立てを委任することを彼等に可能にした。

(6) 従来一般的には、最古の裏書は一六〇〇年二月二五日付けのナポリ振出の手形についてのものと解されていた

(Schaps, a. a. O. S. 92 ff.)。この「Federigo Melis 教

授は、一五一九年八月六日付けのナポリ振出、フィレンツ

ェ宛ての為替手形上の裏書の存在を指摘する。けれども、

この裏書は例外物であり、当時、裏書実務は未だ一般して

いなかったと解される(一〇〇—一〇一)。

(7) 指図文句の裏書への結び付きは、裏書制度導入の当初

から存在していたのではない。

(8) 一七世紀の初頭迄は、*prenditore* (イタリア語)なる

語は、振出人(資金の受領者)を指したが、この頃以後に

は、受取人を指すに至った(一一七)。

四 手形の割引

(前注)

割引の制度の導入により、為替手形は近代的信用供与の本質

的手段となる。de Roover は、割引の制度はイギリスでは一

七世紀末以後、大陸では一八世紀以後に成立したとする。

(1) 割引制度の導入は、ヨーロッパ大陸の銀行(金融)体系の

構造的変化を惹起した。しかし、為替手形の信用供与機能は、

割引制度の導入によってはじめて生じたわけではなく、それは

為替手形の本来の本質であった。

今日の意味での手形割引は文献上、大陸では一七五〇年以前

には殆んど認められない(Ludovici, Busch の書による)。イ

ギリスではそれは一七世紀末に認められ、イングランド銀行の

主要な利益の源であった(Postlethwayt の書に於て)(一一一

—一一一一)。

(2) 利息付き貸付を禁止するスコラの教義は、一七世紀以來

さまざまに回避が試みられた。この教義によれば、禁止されるべ

き利息は、貸付契約に伴って約定されるものであり、この契約

に付随する別の権原、即ち *damnum emergens* (積極的損害⁽²⁾)

及び *lucrum cessans* (得べかりし利益の喪失⁽³⁾) に基づく支払

請求に於ては、利息は成立しないとみなされていた。この二つ

の権原、とりわけ後者の展開は、この教義の本体自体を危うく

するものであった(一一二—一一三)。

各国の法及び慣習による基準的利息の規定による合法化も図

られた。神学者達は高利を非難したが、法に基づく適正な率の

利息は認容していたように思われる。一六世紀以來、大部分の

神学者達は、商人達が自己の資本を移動させて利得を生み出す

こと、及び、彼等が他人に貸付をすることにより、別の投資を

なすことによって利得する機会を失なうという一定の損害を蒙

ることを認めていた。即ち *lucrum cessans* の観念を認めて

いる(一一四—一一五)。

イタリアでは、一八世紀末迄、原則的に利息付き貸付は禁止

されていたが、商人達は無償の贈与などの形によって利息の徴

収を隠していた。フランスでも、それは、フランス革命以前に

は公式には禁止されていたが、一八世紀にはその法の適用は嚴

格ではなかった(一一五—一二七)。

ナポレオン法典(一八〇四年)が利息付き貸付を立法上承認

した後では、このような争いは消滅してしまった。教会は、合

法的な利息を認めるという立場を取ることにより、旧来的なスコラの教義とこの民法規定との調和を図った(一二四)。

割引の実務は、このような利息付き貸付禁止の教義が一定の影響力を有していたカトリックの諸国では、確立されがたかった。

(3)大陸に於ては、中世の金融の地には、前述のように二種の銀行家が存していた。第一には、預金及び振替を引受け、貸付をなし、商取引に投資をした、早くから銀行業者となった両替商であり、第二には、為替取引と国際的商取引に従事したマーチャント・バンカーであった(一三四—一三五)。その経営的基盤の脆弱性に基づいて発生した多数の両替商の破産は、銀行に対する公衆の信用喪失を生じたので、公権力が介入して、その活動に制約を加えた。この私的銀行の不都合に基づき、公的銀行が創設された(一五五〇—一六五〇年の間に展開された)。

公的銀行は総て振替銀行及び預金銀行であった。この公的銀行は、割引にも、又為替手形取引にも従事していなかった。為替手形取引は依然としてマーチャント・バンカーに委ねられていた。一八世紀に於ては、一般的に銀行家と呼ばれた為替商と公的銀行とが存在していた(一三五—一三九)。

(4)イギリスでは事情を異にした。一七世紀初頭以来、自己の活動を貴金属の取引に迄拡大し、次いで銀行業(預金の引受など)に拡大した、ロンドンの金匠(Orchard)達は、内国為替手形の割引を行なうに至った。イギリスの法は利息付き貸付を公認していたから、それには障害がなかった。一六九四年設立

のイングランド銀行は商業証券の割引及び国庫証券の割引を主要な利得源の一つとした。このイングランド銀行は発券銀行でもあり、当時の大陸の国立銀行よりも優れたものと看做されていた(一三九—一四〇)。

(5)大陸では、このイングランド銀行に倣って、発券及び割引に従事する国立銀行の創設が要求され、フランスでは一七七六年にCaisse d'Escompte(割引銀行)が創設された。スペインでは一七八二年にSaint-Charles国立銀行が創設された。これらに続いて、割引及び発券に依拠するイングランド銀行の体系は大陸で地歩を占めた。フランス革命後のフランス銀行の創設及び他国に於ける発券銀行の創設は、振替及び預金引受に従事した古い公的銀行を消滅させるに至った。割引及び再割引が商的銀行の主要な機能となって以来、それらの存在意義は消滅してしまつたのである(一四〇—一四一)。

為替手形の流通証券への変身、そして更に、割引可能な証券への変身は、ヨーロッパの銀行体系の構造自体の深層的な変化に到達した(一四一)。

(1) 本書の第五章(一一九—一四二頁)に当る。

(2) これに基づき、債務者の履行遅滞による損害に対する賠償請求権が債権者に与えられた(一二二)。

(3) これは債権者に単に支払を受けられなかったというだけで(即ち、積極的損害が発生しなくても)、損害賠償の請求権を与えうる。この観念は神学者達のスコラの教義を危うくする性格を持つ。なぜなら、それは、債権者の競合

的投資によって得られたであろう利潤に基づいて利息を正
当化する、opportunity cost (機会費用) という近代的観
念に他ならないからである (一一三)。

(4) 有名なものは、アムステルダム両替銀行 (一六〇九
年) と、ベニスの Ghio (振替) 銀行 (一六一九年) であ
る。

(5) 今日の発券銀行とは同一ではなかった (一三九)。

(6) イギリスでの割引の許容と大陸でのその排除は、プロ
テスタントとカトリックの教義上の相違だけに帰せられな
い。それは又、イギリスの政府も公衆も為替取引に対して
不信を抱いていたこと (五一以下)、及び、ロンドンは二
流の商業地であったから、大陸の慣行との一致の要請は弱
かったということにも基づく (一四六)。

(一橋大学専任講師)